

3 豊 文 号 外  
令和 3 年 8 月 2 6 日

文化施設利用者 様

豊橋市役所文化・スポーツ部  
「文化のまち」づくり課長 清水 賢治

緊急事態宣言の発令を受けた文化施設の対応について（令和 3 年 8 月 2 6 日時点）

日頃より本市の文化振興に格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

現在、愛知県を対象区域とする「まん延防止等重点措置」を 8 月 8 日から実施しているところですが、8 月 2 5 日に 8 月 2 7 日から 9 月 1 2 日までの期間において「緊急事態宣言」を発令すると、政府が決定しました。

つきましては、本市公共施設の対応として、8 月 2 7 日から 9 月 1 2 日までの間、午後 8 時以降の利用を中止といたします。

また、施設利用料の還付につきましては、緊急事態宣言終了日まで延長します。なお、国や県の方針が変更となる場合は再度お知らせいたしますのでよろしくお願いいたします。

文化施設を利用頂く皆さまにおかれましては、この趣旨をご理解頂き、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

### 1 施設利用上の注意事項について

(1) 施設の利用時間については、下表のとおりです。

施設名称	8 月 8 日～ 8 月 2 6 日	8 月 2 7 日～ 9 月 1 2 日	(参考) 通常時の開館時間
市民文化会館	通常時の開館時間	午後 8 時以降の 利用中止  ※イベント開催時 は午後 9 時まで利 用可	午前 9 時～午後 9 時
西川芸能練習場			
三の丸会館			
ライフポートとよはし 公会堂			
アイプラザ豊橋			
穂の国とよはし芸術劇場	午後 9 時以降の 利用中止		午前 9 時～午後 10 時

(2) 入場者の制限については、下表のとおりです。

	8月8日～ 8月26日	8月27日～ 9月12日
大声での発声等を伴わない利用	<u>定員の100%以内</u>	<u>定員の50%以内</u>
大声での発声等を伴う利用	<u>定員の50%以内</u>	

(3) カラオケ、コーラス等の大声での発声、歌唱や声援等を伴う活動を制限します。

(4) 飲食用に指定されたエリア以外での飲食はお控えください。

(5) 業種別ガイドラインを遵守し、「新しい生活様式」に則った対応をお願いいたします。

<問合せ先>

豊橋市役所文化・スポーツ部「文化のまち」づくり課

電話：0532-51-2873 / Fax：0532-56-1081 / Email：[bunka@city.toyohashi.lg.jp](mailto:bunka@city.toyohashi.lg.jp)

<各施設連絡先>

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| ・市民文化会館、西川芸能練習場 | 電話：0532-61-5111 |
| ・豊橋市公会堂         | 電話：0532-51-3077 |
| ・三の丸会館          | 電話：0532-56-6022 |
| ・ライフポートとよはし     | 電話：0532-33-2111 |
| ・アイプラザ豊橋        | 電話：0532-46-7181 |
| ・穂の国とよはし芸術劇場    | 電話：0532-39-8810 |